

三次地区観光・文化まちづくり交流館  
飲食店（レストラン）スペース賃借人募集要項

一般社団法人三次観光推進機構（貸主）は、次の施設の指定管理者として賃借人を選定するため、次のとおり募集要項を定める。

**【施設概要】**

1 所在	・広島県三次市三次町1691-4
2 名称	・三次地区観光・文化まちづくり交流館
3 交通	・バス停「三次もののけミュージアム」徒歩1分
4 構造	・鉄筋造平屋建
5 使用部分	・交流館飲食店（レストラン）スペース 162.86㎡

**【募集要項】**

1 契約期間

- ・令和6年5月1日～令和12年3月31日

2 利用目的

- ・飲食店（レストラン・食堂・喫茶・軽食・テイクアウト等）

3 営業日

- ・毎週水曜日及び年末年始を除く。
- ・原則として、湯本豪一記念日本妖怪博物館の開館日に連動する。（博物館休館日の単独営業も可能なため）
- ・臨時開館，臨時閉館があり得る。
- ・ただし，上記以外の営業日について協議に応じる。

4 営業時間

- ・9時30分～17時00分
- ・湯本豪一記念日本妖怪博物館の開館日に連動する。
- ・ただし，上記以外の時間について協議に応じる。

5 設備

- ・原則として，現状の設備（厨房設備機器・接客テーブル・イス・照明器具・繰りストラップ・冷暖房設備等）を利用して営業する。
- ・ただし，必要に応じて加えたり改修したりすることについて協議に応じる。

## 6 光熱水費の精算

・電気料金	飲食店スペースに係る電気使用料を毎月子メーターで計測し、翌月に貸主から請求する。
・水道（下水道）料金	飲食店スペースに係る水道料使用料を毎月子メーターで計測し、翌月に貸主から請求する。
・プロパンガス	賃借者が直接に契約する。

## 7 賃料

- ・1月当たり、次の①と②の内、いずれか大きい方の金額を毎月貸主に支払うものとする。
  - ①60,000円
  - ②先月の売上額の10%（上限額302,000円）
- ・初回（契約後、最初の月）は①の額を日割り計算で算定する。
- ・毎月、賃借者は先月の売上額を当月10日までに報告し、①又は②の額を20日までに貸主指定の口座に振り込むものとする。

## 8 募集期間

- ・令和6年4月15日（月）から4月25日（木）まで

## 9 施設の見学

- ・見学希望者は下記の担当者に事前連絡し、協議の上、見学日時を決定する。

## 10 申込方法

- ・別紙の応募用紙に必要事項を記入して、上記の募集期間内に下記の提出（問い合わせ）先に提出する。
- ・提出方法は、持参、郵送（期間内必着）、FAX、メールのいずれも可。

## 11 賃借人の選定方法

- ・一般社団法人三次観光推進機構（貸主）の役職員で組織する「三次地区観光・文化まちづくり交流館飲食店（レストラン）スペース賃借人選定委員会」で決定する。
- ・選考委員会メンバーは次の通り。なお、選定委員会での審議内容・選定過程についての問い合わせには応じない。

理事長	政森 進	副理事長	堂本 昌二
専務理事	永江 博之	常務理事	植田 千佳穂

- ・選考委員会が対面でのヒアリング等を求める場合がある。

## 12 提出（問い合わせ）先

- ・湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）担当：杉原
- ・広島県三次市三次町1691-4（〒728-0021）

・電話番号	0824-69-0111
・FAX番号	0824-69-0112
・メールアドレス	<b>mononoke@miyoshi-dmo.jp</b>